

# 銚田市高齢者支援事業食事券取扱事業者募集要項

## 1 目的

銚田市が行う「銚田市高齢者支援事業」において銚田市高齢者支援事業食事券を取扱う事業者の募集について必要な事項定める。

## 2 登録資格

登録できる事業者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 市内に飲食店、食料品販売店を有すること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 次に掲げる事項を全て誓約すること。

ア 食事券を取り扱おうとする店舗が日本標準産業分類(昭和23年総務省告示第405号)に規定される大分類飲食サービス業を営む者、及び大分類製造業の中分類食料品製造業を営む者のうち、その営業に必要な食品営業許可を有する者とする。

イ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていないこと。

ウ 銚田市暴力団排除条例(平成23年条例第13号)第2条各号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれかにも該当しないこと。

エ 新型コロナウイルス感染症の予防に努めること。

オ 市が本事業に関して調査等を行うときは協力すること。

カ 市のホームページその他広報媒体への掲載に同意すること。

キ 本要綱の規定を遵守すること。

## 3 登録申請手続

### (1)申請方法

①令和2年度銚田市高齢者支援事業食事券取扱事業者に登録していた場合

・申出がない限り引き続き令和3年度も取扱事業者とする。

・令和2年度銚田市高齢者支援事業食事券取扱事業者に登録している内容から変更がある場合は、別紙1「銚田市高齢者支援事業食事券取扱事業者登録・変更届」に変更事項を記入の上、提出する。

・令和3年度の取扱事業者登録を希望しない場合は、別紙2「銚田市高齢者支援事業食事券取扱事業者登録辞退届」に必要事項を記入の上、提出する。

②新たに令和3年度銚田市高齢者支援事業食事券取扱事業者に登録をする場合

別紙1「銚田市高齢者支援事業食事券取扱事業者登録・変更届」に必要事項を記入の上、「営業の許可を受けていることを証する書類の写し」を添付して提出する。

### (2)提出先

介護保険課(銚田保健センター内) 【メール・郵送・FAX可】

### (3)募集期間 令和3年7月28日(水)～令和3年8月20日(金)

※令和3年8月21日以降も随時受け付けるが、取扱店舗の掲載は、WEBのみとする。

#### (4)その他

- ① 銚田市高齢者支援事業食事券取扱事業者登録・変更届、銚田市高齢者支援事業食事券取扱事業者登録辞退届の書式は、【銚田市ホームページからのダウンロード】又は、【銚田市介護保険課窓口】で受け取る。
- ② 事業所（店舗）が複数ある場合は、事業所（店舗）ごとに申請書を提出する。
- ③ 決定後、申請内容に変更がある場合は、速やかに銚田市介護保険課まで申し出る。

#### 4 問合せ先

銚田市福祉保健部介護保険課

〒311-1517 銚田市銚田 1443 番地 銚田保健センター内 介護保険課 高齢福祉係

TEL：0291-36-7770（直通） FAX：0291-33-3717

E-mail：kaigo@city.hokota.lg.jp